

## Q&A

### Q 1 生活援助中心型とはどのようなケアプランを指すのか。

(A) 生活援助単独の訪問介護のことであり、身体介護は含みません。よって、「身体1生活1」等身体介護に連続して行うものはカウントされません。

### Q 2 「規定回数を越える」とは、規定回数と同じ回数になった場合も届出対象となるのか。

(A) 「厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護」であるため、届出対象となります。

### Q 3 月の日数によって実績が異なるが、規定回数を越えない月がある場合も届出対象となるのか。

(A) 規定回数を越える月があれば届出対象となります。また、当初の計画では越えていない場合であっても、越えることが分かった時点で届出が必要です。

### Q 4 利用者の体調不良や家族都合等、規定回数を越えるのが一時的である場合も届出が必要か。

(A) 問3と同様に、規定回数を越える月があれば届出対象となります。

### Q 5 提出したケアプランはどのような方法で検証されるのか。

(A) 届出のあったケアプランは、必要に応じて地域ケア会議等で検証します。その際には、担当の介護支援専門員、訪問介護事業者の方にも出席をお願いする事もあります。

### Q 6 規定回数を越える場合は請求できないのか。松崎町の許可がでるまで請求を止めるべきか。

(A) 届出は回数を制限するためのものではありませんので、請求事務に影響はありません。

この届出は、利用者の自立支援にとって、より良いサービスとするために、介護支援専門員だけではなく、多職種協働により検証を行い、必要に応じてケアプランの是正を促すものです。

### Q 7 届出を失念していた。どのように対応すべきか。

(A) 発覚した段階で、松崎町健康福祉課介護保険係までご連絡の上、速やかに提出してください。